資料1-2

第１部

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

①　保育士の配置の特例に至る経過

　本市の民間保育所における保育士の配置基準については、これまで、「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」並びに「川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱」により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。

　ところが、平成２８年２月、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、保育士の配置要件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行ったことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図るとともに、非常勤職員の常勤換算の方法も含め、「川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について」（以下、「特例通知」という。）のとおり取扱うこととしています。

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

②　保育士の配置要件（基本）

3歳児配置改善加算　あり 主任保育士専任加算　あり チーム保育推進加算　なし	年齢別配置基準					その他国基準保育士	市加配保育士
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計		
定員	3	12	15	30	60	・保育標準時間認定の子どもが利用する施設　→　１人 ・利用定員が９０人以下の施設　→　１人 ・主任保育士を主任業務に専任させるための給付上の加算を受ける施設　→　１人	・休憩休息保育士　→　2人 ・年休代替保育士　→　1人
実員	4	13	15	33	65		
年齢別配置基準 上段 定員に基づく配置数 下段 実員に基づく配置数	1 1.3	2 2.1	1 1	1 1.1	5 6		

国が定める最低基準

市が求める配置基準

国が定める最低基準＋市が求める配置基準＝12人
この12人全員について常勤保育士であることが原則

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

③　保育士配置に係る特例（朝夕の時間帯等に係る特例）

　条例改正により、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が１人となる場合に、最低２人は配置しなければならない保育士の１人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいものとします（条例附則７項）。

　また、この取扱いは、特例通知により延長保育時間帯にあっても同様とします。

　なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、保育所等での保育業務従事期間が常勤相当で１年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修の地域型保育コースを修了した者とします（要綱５条第６項、特例通知）。

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

③　保育士配置に係る特例（朝夕の時間帯等に係る特例）

3歳児配置改善加算ありで算出	年齢別配置基準				
	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
現に保育を提供している児童数	1	2	3	6	12
年齢別配置基準	1÷3 0.3	2÷6 0.3	3÷15 0.2	6÷30 0.2	0.3+0.3+0.2+0.2 1

認可基準条例の附則において
左図のように
年齢別配置基準が
1人となる場合には
さらに加えてもう1人
配置しなければならない

市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者
・保育所等での保育業務従事期間が常勤相当で1年以上ある者
・家庭的保育者
・子育て支援員研修の地域型保育コースを終了した者

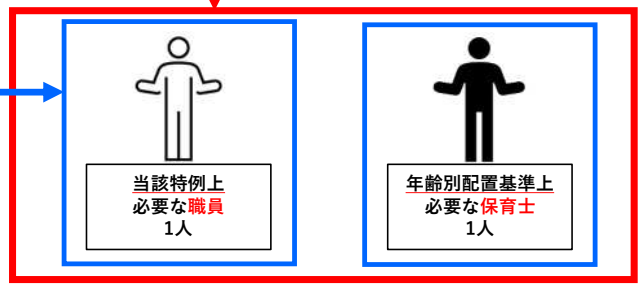

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

④　保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

≪看護師・准看護師の配置に係る特例≫

【令和４年度までの取扱い】

・乳児を４人以上受入れる場合

⇒看護師等を１人に限り、年齢別配置基準、その他国基準保育士、または市加配保育士で、保育士とみなして配置できます。

・乳児を４人以上受入れていない場合

⇒看護師等を１人に限り、その他国基準保育士、または市加配保育士で、保育士とみなして配置できます。

⇩

【令和５年度からの取扱い】

・乳児の在籍人数の要件を撤廃

⇒看護師等を1人に限り、年齢別配置基準、その他国基準保育士、市加配保育士で、保育士とみなして配置できます。

※ただし、在籍乳児数が3人未満の保育所で、看護師等を年齢別配置基準で保育士とみなして配置する場合は、次の①・②の要件を満たす必要があります。

①　保育士と合同で保育を行うこと

②　保育に係る一定の知識や経験を有すること

※ ①・②については、7ページをご参照ください。

資料1-2

川崎市の民間保育所の認可・運営基準について

看護師等の取扱い	
在籍乳児数が3人以下の場合	保育士と合同で保育を行う →保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一空間内で保育を行わなければならない
	保育に係る一定の知識や経験を有すること →保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、保育を行う場合は、子育て支援員研修のうち地域型保育コース等の受講を必須とする →看護師等を新規採用するに当たり、当該看護師等を保育士とみなす前提で採用する場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修等を修了していることが必要であるが、これによりがたい場合は、できる限り早期に子育て支援員研修の受講を開始することとし、未修了の期間は、同一グループでのフォローだけでなく、施設長等が支援を行うことがが望ましい
その他	在籍乳児数が4人以上の場合でも、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を推奨すること

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

④　保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

≪地域限定保育士の配置に係る特例≫

神奈川県実施分に限り、保育士と同等に取扱います（条例２９条６項）。

≪保育士登録申請中（以下、「保育士（手続中）という。）の者の配置に係る特例≫

登録申請中の確認ができる者はその他国基準等又は市加配保育士とみなせます（特例通知）。

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

④　保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

≪小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他保育補助者の配置に係る特例≫

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は看護師・准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の１／３（端数切捨）までとその他国基準等保育士としてみなせます。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限ります（条例附則８～１０項）。また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士としてみなせます（特例通知）。

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は看護師・准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の１／３（端数切捨）までとその他国基準等保育士としてみなせます。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限ります。

年齢別配置基準	
定員に基づく必要保育士数	実員に基づく必要保育士数
12	13

定員超過分
1人

13 ÷ 3

4.33…

年齢別配置基準保育士の1／3
4

年齢別配置基準上の必要保育士数			13
9	1	2	1

年齢別配置基準保育士の1／3
4

人員　※全て常勤並以上			
保育士	看護師等	小学校教諭等	市長が認める者
9	1	2	2

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他の保育補助者は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、その他国基準等保育士としてみなしていない人数分に限り、市加配保育士としてみなせます。

	年齢別配置基準 ※定員＝実員の場合	その他国基準保育士	休憩休息保育士	年休代替保育士	合計
基準人数	8	3	2	1	14

市加配保育士

ポイント

その他国基準保育士に常勤並以上の保育士を配置した人数分だけ、保育士以外の職種を市加配保育士へ配置することが可能

3人

3人

7人

1人

2人

1人

	保育士	看護師等	小学校教諭等	市長が認める者	保育補助
人員 ※全て常勤並以上	10	1	0	2	1

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

④　保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

	年齢別配置基準		その他国基準保育士	市加配保育士
	定員分	超過分		
地域限定保育士	○	○	○	○
小学校教諭等	○ ※1/3まで	○ ※1/3まで	○ ※その他国基準保育士の人数内	○ ※その他国基準保育士の人数内
看護師等	○ ※1人に限る	○ ※1人に限る	○ ※1人に限る	○ ※1人に限る
	※在籍乳児数が３人以下の場合には、子育てに関する知識と経験を有する者を配置し、かつ、保育士による支援を受ける体制を確保すること ※在籍乳児数が4人以上の場合でも、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を推奨すること			
市長が認める者	×	○ ※1/3まで	○ ※その他国基準保育士の人数内	○ ※その他国基準保育士の人数内
保育士（手続中）	×	×	○	○
保育補助	×	×	×	○ ※その他国基準保育士の人数内

※産明け対応保育士についても、当面の間、市加配保育士と同様に全職種の配置を可能とします。なお、その場合、その他国基準保育士の人数の範囲内の制限はありません。（特例通知）

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

④　保育士配置に係る特例（多様な担い手の活用・常勤に係る特例）

≪その他国基準等保育士及び市の加配保育士の常勤換算に係る特例≫
（以下、「非常勤職員の常勤換算に係る特例」という。）

多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、前述の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。

その場合、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数（例：160時間）をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士（産明け対応保育士を含む）としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします（特例通知）。

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、前述の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。ただし、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数（例：160時間）をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士（産明け対応保育士を含む）としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします。

	年齢別配置基準 ※定員＝実員の場合	その他国基準保育士	休憩休息保育士	年休代替保育士	合計
基準人数	8	3	2	1	14

市加配保育士

ポイント

その他国基準保育士に常勤並以上の保育士を配置した人数分だけ、常勤並以上の保育士以外の職員を市加配保育士へ配置することが可能

3人

3人

7人

1人

120時間
↓
1人

1人

120時間
↓
1人

	保育士 ※常勤並以上	看護師等 ※常勤並以上	小学校教諭等	市長が認める者 ※常勤並以上	保育補助
人員	10	1	120時間	1	120時間

川崎市の民間保育所における保育士配置に係る特例について

資料1-2

多様な担い手の活用に係る特例を適用した上で、該当者が非常勤職員の場合は、その他国基準等保育士の人数の範囲内で、前述の特例と併せて、その他国基準等保育士又は市加配保育士として常勤換算を行えるものとします。ただし、その他国基準等保育士としては、他の常勤職員の勤務時間数（例：160時間）をもって常勤換算を行えるものとし、市加配保育士（産明け対応保育士を含む）としては、120時間をもって常勤換算を行えるものとします。

※施設の定める常勤の時間が160時間	年齢別配置基準 ※定員＝実員の場合	その他国基準保育士	休憩休息保育士	年休代替保育士	合計
基準人数	8	3	2	1	14

市加配保育士

ポイント

その他国基準保育士に常勤並以上の保育士を配置した人数分だけ、常勤並以上の保育士以外の職員を市加配保育士へ配置することが可能

2人

2人

充当不可

7人

160時間
↓
1人

1人

120時間
↓
1人

1人

	保育士 ※常勤並以上	保育士	看護師等 ※常勤並以上	小学校教諭等	市長が認める者 ※常勤並以上	保育補助
人員	9	160時間	1	120時間	1	120時間